

メント結果を説明しながら、どこが問題か解いていくこともできる。

この段階においては、グループケアへの参加も可能になる。のちに兵庫家族再生事業のグループで語られるが、「これは自分も前からやっていたことです。自分がやっていたことは必ずしも間違っていなかったですね」と語られた親の例がある。虐待をした親は「自分が子どもにかかわってきたことがすべて間違っているのではないかという失敗感を抱きがちで自信を失っている」が、グループトレーニングを通して、必ずしもそうではなかったといったことなどに気づかされる場合がある。行動の学びに合わせて、マイナスイメージから、少し自信を取り戻す効果が出てくる。また、日頃の施設や児童相談所との個別の親関係が、場所や設定をかえることで、新しい親の側面や支援者の別の面や相互の関係性が生まれ、親との関係が好転する効果が生まれる（第4章 兵庫県家族再生事業参照）。

4) 第28条については、親指導の勧告がだされ、児童相談所がその指導メニューを考える場合に備えて、従来の児童相談所の第28条ケースの取り組みについて整理できる。

子どもにとっては、家に帰るのが目標ではなく、どう親子が継続してその関係をもちつづけるのをサポートできるのかという点もあわせて、計画に入れていく必要があると考えられた。その意味では家族再統合の意味について検討が必要であろう（第5章 大阪市からの報告と検討参照）。

5) 親支援については、児童相談所を中心に整理を試みた。

プログラムの整理には、児童相談所中心のため、図示していないが、地域の在宅事例の場合、今後は、地域機関である家庭児童相談室や、保健所・保健センターを通じたネットワークにおける親支援が必要である。日常生活の安定を図る支援を提供しつつ、親との信頼関係を結びながら、必要に応じたグループケアにより、在宅で自ら叩くと悩む親が、安心して話せる場をもち、社会とつながっていくことを学び、養育知識や方法を共有できていく機会がもてることが重要になる。定期的に参加し、児童相談所や精神科医がスーパーバイザーのもと、チームを組みグループケアを成功させてきている（静岡県児童相談所と保健所、保健センター市町村の取り組み）。その背景には、参加する親の構成状況と、保健師を支えるチーム体制がとれている点であろう。静岡の取り組みは子どものグループケアも実施しており、児童相談所が保健所と連携している点では、先進的な成功例である。また施設で開発されたコモンセンスペアレンティング、家庭児童相談室、保健センターなどと連携をしながら、親の参加動機のある場合のマイツリーペアレンティングなどを利用する取り組みも実施されつつある（平成15年度厚生労働科学研究報告書参照）。

参考文献

- 1) 平成15年度厚生労働科学研究（加藤暁子主任研究）安部計彦「浦河町の報告」参照
- 2) Gale Burford, Joe Hudson: Family Group Conferencing, Aldine de Gruyter, 2000.
- 3) Turnell & Edwards: Signs of Safety, Norton, 1998.
- 4) 東京都児童相談センター『家族再統合のための援助事業』、平成16年6月
- 5) 愛知県 被虐待児家庭復帰援助事業調査研究会『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』平成15年2月
- 6) 兵庫県『虐待した親等への家族再生支援プログラム』平成15年5月

- 7) Pecora P.,Whittaker.J K.,Maluccio.A N.,Barth,R P.,The Child Welfare Challenge.2000.
- 8) 平成15年度厚生労働科学研究(加藤曜子主任研究)井上薫・井上直美「サインズオブセイフティアプローチ」参照。
- 9) 静岡県保健所と児童相談所の取り組みについては3箇所の児童相談所担当者から筆者が直接聞き取ったものである(3ヶ所)。

10) 家庭支援アセスメント・安全な帰宅のためのアセスメントについて

帰宅の目安についてのアセスメントについては、加藤らの開発した児童養護施設の対処基準がある。また家族支援シートとしては、横浜市、愛知県他のシートがあり、東京都についても家族支援シートが利用されている。平成15年度に加藤らの分を作成しているの、末尾に資料として入れているので参照されたい。いくら、親の動機があっても、最終的には、親子にとってそれが社会生活が守られるものかどうかという点が重要になってくる。第5章では、第28条の帰宅の条件として各児童相談所からの回答を掲載しているの、参照されたい。

1. 家族支援のためのチェックリストについては、横浜が作成し、その後愛知、兵庫などが作成している。また、東京都児童センターも利用している。

特徴は、親の精神的状況、家庭社会的状況、家庭親子関係状況、子どもの状態の分野にそれぞれ4段階の評価項目があり、それで評点化するものである。その評点により、程度を決めて、支援効果のめやすにしている。児童相談所が中心に評点する。

家庭支援のためのチェックリストについては下記資料を参照されたい。

横浜児童相談所 「家庭支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル」2001

愛知県 「被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル」2003

井戸崇「児童相談所における家族再統合の取り組み」『世界の児童と母性』Vol.57.2004

2. 児童養護施設のために帰宅のシートは児童養護施設の職員のために作成しているが、決定については、児童相談所とともに利用されるべきものとして作成している。

出展資料 藤本勝彦・加藤曜子「児童養護施設の一時的帰宅・退所時における被虐待児のための安全確認アセスメントシート」2005・1

A 利用する時期と理由

児童養護施設入所後

第一回目シート利用 親子がかかわれるかを検討

子どもが親とかかわることができる状態なのかどうかを確認する。

第2回目シート利用 面会・外泊決定時

第2回目は、外泊後の子どもの様子や、園ではどういった点に心配りをする必要があるのかを把握して、次回の外泊につなげる資料にする。

迷う場合に利用

第3回以降シート 気になる場合に利用

外泊ができるのかどうかを迷う場合に利用する。

最終回

地域ネットへ連携退所時利用

引き取りが決定する場合につける。

地域のサポートネットワークにおいて、支援を継続していくための施設側の資料として記録する。

B. シートの構造と、項目

入所時の虐待状況・家族構成その後の変化		
虐待再発の危険性	再発可能性が少ない プラス面の例を挙げている。	マイナス面の理由 例をあげている。付記は欄内の空欄に自由に記入する。
子どもの状態	家庭復帰の想いがある 保護者への想いがある 生活態度・行動改善 危険状況への対処能力あり	
保護者	子への想いがある 子どもの現状理解がある 虐待自覚なし 家庭復帰の努力ある 保護者としての自覚ある 養育知識・技術ある 親の抱える問題等がない	
家族地域・環境	家族が安定 支援体制がある 経済問題がない 生活環境が整う 援助機関との問題がない	
その他 特記事項		

<p>総合的な判断</p> <p>(面会、外出 外泊1泊、外泊3泊、外泊7日以内、外泊学期末休み、6ヶ月以内引き取り、1年以内引き取り、引き取り予定、自立へ)</p> <p>全体の問題把握と見通し。援助のめやす</p> <p>○で囲み。特記事項に、特徴を記入しておく。</p>
--

入所時の虐待タイプ	身体、ネグレクト、性的、心理的	児童氏名イニシャル	オ
入所時の虐待の程度	生命・重度（入院等、部位が頭、首、内臓、性器）中度（医療行為が必要、足、手、）、軽度（跡はのこらない傷）栄養障害	入所時年齢	オ
家族構成	入所時 実父母、母子、父子、養父実母、実父養母、祖母他親戚 その他 入所後 実父母、母子、父子、養父実母、実父養母、祖母他親戚 その他		

兄弟 入所後 新しい実兄弟〔オ〕、異母兄弟（オ） 異父兄弟（オ）、

* 保護者のいずれかにいいえが該当すれば、いいえを優先してください。違いのある場合記入ください。

項目	内容	はい	ややはい	どちらともいえない	いいえ	不明	いいえの例（該当する項目には○で囲んでください）
	はいの例 追加は具体で。						* 追加のいいえの理由があれば、下に具体的に書き加えてください。
虐待	①虐待行為が止んでいる * 面会にきても暴力を振って いない。外泊時にも 暴力、ネグ レクトはない。						面会中に保護者の乱暴な言葉や言動がみられる。帰宅後の児童の心身にダメージが 見受けられる。態度が何か違う。児童本人から虐待の事実の告知がある。ネグレク トの状態が続いている。叩くことがやんでいない。
子	②家庭復帰への想いが強い * 家に帰りたい思い						家族のことを話題にしたがらない。家庭復帰を促しても拒否する。あきらめ。
ど	③ 保護者への想いが強い * 慕っている。						保護者を恐れている。保護者のことを話題にしない。 100%親を信用していない。想う心と反対の心が混在している。
も	④子ども自身の生活態度 や性格行動等が改善され ている * 明るくなった。自信。共感性 自尊感情、仲間ができる。						子どもの性格行動が 保護者の負担になると思われるから。攻撃性（暴力、自傷、） 破壊性、ルール違反。不安定、衝動的、注意引き行動、他と喧嘩、一人を好む、仲 間入り出来ず。劣等感、誰も愛してくれないと思ひこむ。罪悪感乏しい（小動物へ 残酷）ひきこもりがち、身体的訴え（心理的）、過度の心配性、おびえる。過食、拒 食、悪夢、嫉妬、ひがむ、虚言。問題行動（盗み、家出）夜尿、頻尿、漏尿トラブ ル。落ち着きなし。
保	⑤虐待が再発時、援助を求 める力がある。外泊時虐待が 起こっても逃げられる等						年齢的に無理である。能力的に困難である。性格的に逃げられない。 口止めされれば言えないだろう。親に圧倒され動けない。
護	⑥子どもへの想いが強い * 面会もよくくる。						子どもへの想いと行動が伴っていない。口ではひきとりたいと希望するが実際に準備 をしていない。母はあるが父はない（その逆も）愛着関係なし。
者	⑦子どもの現状への理解が ある。* 子どもの実像が理解						能力的に困難である。自分の都合のよいように誤った理解をしている。期待過剰で ある。知識はあるが伴っていない。
	⑧自分の行動が虐待だっ たとの認識がある。* 子に謝 る・言葉に出る。カウンセリング を受ける具体行動等						能力的に困難である。子どもや他のせいにしてしている。自分の行動は正しいと信じて いる。自分を振り返ろうとしない。体罰肯定。性格的な問題あり。攻撃的、衝動的、 他罰的。しつけど主張。わかっているが止まない。
	⑨家庭復帰のための努力が なされている * 具体的に部屋を用意する等						能力的に困難である。指導や援助を受けていない。また機関に協力的でない。復帰 には消極的。ひきとりに自信がない。外泊が少ない。
	⑩保護者としての自覚が ある*子どもと同等にならない。						能力的に困難である。無責任な言動が多い。口だけで約束を裏切る。 約束が守れない。子どものニーズに添えていない。ネグレクトに関し、認識がない。
	⑪育児知識、技術が備わっ ている						能力的に困難である。備えようという意欲や具体的な行動が見られない。 理解に欠ける。愛情が示されず、子どもの気持ちを無視。生活感覚がない。
	⑫保護者側の抱える問題 がない						暴力歴（夫婦間暴力）犯罪歴、アルコール問題、薬物問題。入退院繰り返し精神 障害など。
家	⑬家庭内における人間関 係に問題がない。						夫婦不仲・嫁姑関係が悪く非協力的である。虐待者が孤立。
庭	⑭親族や地域のサポート 体制に問題ない						孤立している家族である。社会的にも資源がない（保育所などの受け皿なし） 隣つきあいが無い。
地	⑮経済的な問題がない						借金を抱えている。失業状態。転職を繰り返す。不安定。 やりくりがへた。浪費家。国保加入なし
域	⑯生活環境に問題ない						住宅が狭隙である。子どもの居場所がない。家事能力が乏しく不衛生である。
環	⑰援助機関との関係に問題 がない						児童相談所と不仲。児童養護施設おりあい悪い関係者との折り合いが悪くトラブル が多い。家庭・保護者への援助者がいない。援助をうける姿勢にない。

特記事項

（ ） 方針○で囲む 6ヶ月以内親の引取へ。一年以内に親引取へ。外泊はで
きる（3日未満・7日未満・他）外出はできるが外泊は無理。面会のみ。自立へ。

第2章 ソーシャルワーカーからみた親対応について

全国児童相談所ワーカーによる記述調査分析とその具体的対応方法の考察と提案

加藤曜子（流通科学大学）

津崎哲郎（花園大学）

安部計彦（北九州市立障害者センター）

桂 浩子（児童虐待防止協会）

ペアレンティング（親をしていくこと）については、個別に支援していくことの重要性と困難性が平成15年度調査から導きだされた。16年度はワーカーが親に対応する際、どのような場面で困ったのかを具体的に把握し、その上で対応への具体案の提出をしたい。

1部 児童相談所ソーシャルワーカー対象とした困難な親対応場面の実際

1. 調査の目的

平成15年度の調査において児童相談所ワーカーが親と対応する事例についてうまくいった要因、うまくいかなかった困難要因について全国児童相談所ワーカーを対象に調査分析を試みた。

うまくいった場合は、虐待を否定していてもものにサービス紹介を通じて信頼関係がむすべた、家庭訪問を繰り返しアウトリーチでうまくいった、期間適切な生活安定のためのサービス供給を通じて対応ができた、養育知識を教えることで安定できた、信頼関係構築、機関連携がうまくいくことがわかった。また困難な場合は、介入時からの拒否、虐待否定、さらには治療拒否など親の被虐待歴が重なり、結局一時保護や28条をとり子どもの安全確保されていることがわかった。またかなりの時間や労力が必要である点であった。

平成16年度においては、親が語る子どもへの対応について、どのような返答やどのような対応に困ったのかを具体的に記述してもらい、分析し代表例をみたのち、親対応の提案をすることにした。

2. 調査の方法

全国182箇所の児童相談所各2名のワーカーに回答を依頼した。親対応の際、ソーシャルワーカーが返答に困ったといった内容について、自由記述で書いてもらうことにした。回答は、137名（回答率30%、うち思い至らないのが3通返送）2エピソードの記述依頼をしたが、記述していただいた対応場面は、243件であった。調査期間は、平成15年9月～10月である。所長に依頼したおり、個別に回答をもらえるように個別封筒を用意し無記名で返送を願った。

3. 調査の結果と考察

(1) 調査対象者

回答者がもっとも多いのは、40才代の35.8%で、ついで50才代が27.0%であった。

ワーカー歴としての記入では、1～3年が32.8%もっとも多く、ついで3～5年が27%、1年未満19.7%であった。5年から10年未満も11.7%の回答を得た。

	人	
20代	15	10.9%
30代	27	19.7%
40代	49	35.8%
50代	37	27.0%
60代	2	1.5%
不明	1	0.7%
未記入	6	4.4%
計	137	100.0%

	人	
1年未満	27	19.7%
1～3年未満	45	32.8%
3～5年未満	37	27.0%
5年～10年未満	16	11.7%
10年以上	6	4.4%
未記入	6	4.4%
計	137	100.0%

	勤務年数					人
	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	
20代	5	6	4	0	0	15
30代	6	7	8	5	1	27
40代	8	20	14	6	1	49
50代	7	12	11	4	3	37
60代	1	0	0	0	1	2
不明	0	0	0	1	0	1
計	27	45	37	16	6	131

不明を除く

(2) 回答場面

ワーカーの回答には、虐待の種類、親の種類、子どもの年齢、エピソードの記述を依頼した。ワーカーがどのように対応したのかワーカーの意見を添えている内容を求めた。

1) 虐待の種類 (表4)

虐待タイプとして、介入を否定する場合には、「虐待ではないしつけど」と主張する身体的虐待が多いと仮定したが、予測どおり身体的虐待における保護者とのやりとりの困難な状況が記述された。直接該当しなかったものについては、6例をあらかじめ分析からはずした。

表4 相談のあったタイプ別

	人	
虐待の危惧	1	0.4%
不適切	14	5.9%
身体	119	50.2%
心理的	27	11.4%
ネグレクト	27	11.4%
医療ネグレクト	1	0.4%
身体・ネグレクト	3	1.3%
身体・心理	13	5.5%
性的	5	2.1%
不登校	2	0.8%
問題行動	5	2.1%
養育	2	0.8%
不明	14	5.9%
触法行為等	4	1.7%
計	237	100.0%

表5 相談面接相手

	人	
実母	122	51.5%
実父	57	24.1%
両親	8	3.4%
実父以外	27	11.4%
実母以外	6	2.5%
実父・実母以外	3	1.3%
実母・実父以外	6	2.5%
祖母	2	0.8%
祖父親権	1	0.4%
実母・担任	1	0.4%
実母・兄	1	0.4%
その他	1	0.4%
不明	2	0.8%
計	237	100.0%

2) 親の種類 (表5)

実母がもっとも多く半数を占めた。ついで実父が24.1%、実父以外が11.4%を占めた。虐待の相談平均的な割合は、実母が60%、実父が22%、実父以外が6%（2003年度の全国児童相談所相談件数）であるが、記述の比率の割合の多かったのは、実父以外の父の記述であった。

単親の場合は、父母いずれものネグレクト状態の親への対応や、長期に暮らしていないで引き取って子を厳しくしつける場面での応答の困難さがあがった。

実母以外の母の場合は、子どもを受け入れられないという心理的な拒否感がみうけられた。相談者では実父以外の父の場合、子どもに厳しくしつけている、問題行動をねじ伏せている、子ども時代は、叩かれて育てあたりまえと主張する対応場面である。

実父の場合も、厳しくしつけるという形でワーカーとの相談に虐待かしつけかの対応で困難になった場合があった。また厳しくすることで子どもが問題行動をおこし、叱る～問題行動～叱る～悪循環が繰り返されるので困っているという場面もあった。

対応で難しいとあげてもらった割合で、相談者が実父以外という場合が予想以上に高かったが、新しい家族として成り立つ場合、子どもの年齢によってはなつきにくい・抵抗する時期のあることに理解を示さず、親子とも不適合を起こしてしまっている状態にあることが予測された。相談面接対応では新家族のライフサイクルにあわせた親支援の視点も求められることがわかった。

表6 子どもの年齢

	人	%	小計	%
0才	3	1.3%	学令前	
1才	3	1.3%		
2才	7	2.9%		
3才	10	4.2%		
4才	12	5.0%		
5才	19	7.9%		
6才	8	3.3%	62	26.1%
7才	17	7.1%	小学生	
8才	21	8.8%		
9才	26	10.8%		
10才	24	10.0%		
11才	15	6.3%		
12才	17	7.1%		
13才	13	5.4%	中学生	
14才	15	6.3%		
15才	9	3.8%		
16才	3	1.3%	37	15.6%
17才	2	0.8%		
不明	16	6.7%		
計	240	100.0%		

兄弟分も加算している。

3) 子どもの年齢 (表6)

児童相談所の虐待相談受付数では5割が乳幼児、5割が学令児以上を占める。本調査の回答例では乳幼児は約26%で小学1年から6年の年齢である、7才から12才が50.4%を占めた。中学年齢は15%であった。回答状況を見ると、しつけとか、問題行動といった子どもとのかかわりの記述が多かったので、子どものやりとりが始まる3才から中学3年の14才までが10件以上あった。

4) 援助場面 (エピソード) の時期について (表7)

ワーカーの親対応に関する回答には、「その人の話す流れのままに対応すればあまり悩まずにすんだ」という内容もあった。自然体でうまくいっていたのだろう。

ワーカーが親に対して指示的になったり、説教調や、原因を親に語らせようとしたりする場合には、相手の抵抗にあい、中断や、押し黙ってしまい、困ってしまったという記載が多かった。ワーカーが熱心に対応しようとしてついつい力みすぎて、子どもの側に立つように親が受け取ったとき、わかってくれないとして親側から反発が出されている場合であった。虐待の親の場合、特に自信がないことが多いため、特に自分を批判されることには敏感であり、そのため反発は起こりやすいことも起因している。

表7 記述された援助場面の時期

	件	
立ち入り	2	0.8%
通告	5	2.1%
緊急	3	1.3%
一時保護	31	13.1%
一時保護後	5	2.1% *
相談	122	51.5%
家庭訪問	24	10.1%
28条	4	1.7%
入所	39	16.5% *
通所	1	0.4%
退所	1	0.4%
計	237	100.0%

一時保護後	一時保護解除	一時保護から帰宅へ家庭訪問	一時保護後の帰宅の面接	一時保護後の在宅指導	一時保護中のフォロ家庭訪問	入所に含む	強制引取り	里親委託	措置変更	措置変更	乳児院入所中	入所中電話	入所説明時	入所で外泊	引き取り

* の一時保護後は、下の一時保護解除などである。

* 入所については、入所に含むの欄に入所以外に入れた内容を記載した。

記述場面の時期をみると、面接相談場面が51.5%であった。ついで入所場面が16.5%、一時保護・一時保護後が15.2%であった。一時保護は、危機的な場面でもあり、親が虐待を認めないとか、子どもと感情的なトラブルで子を拒否するなどである。一時保護終了後の在宅通所後の対応の困難さの回答もあった。

家庭訪問時に対応場面は、一割を占めた。内容は、ある程度親との関係がついている場面で、「子どもに叩きすぎてつらい」、「叩かないと問題行動が止まない」、「叩かないと子どもが調子にのる」などの訴えの際に、どのように対応すればよかったのかという課題が提示された。児童相談所とのやりとりでは、「児童相談所が一生面倒みてくれるのか」といった、親が居直る場面もでてきており、親が親になっていくしんどさや、親が敏感に反応しやすくなっていることが推し量られた。

通告時から施設退所までのソーシャルワークプロセスのあらゆる場面で回答があった。

5) 対応場面の内容 (表8)

詳しくは、後にあがった代表的なやりとりについて、ワーカーとしてどのような姿勢が準備されるのかについての問答形式で提案をしているが、以下は、対応場面の内容全体の傾向についての考察である。

① 叩く

場面によって、その内容は、異なるが、もっとも多かったのは、ワーカーとのやり取りの中では、子どもの叱り方、しつけ方、体罰肯定場面である。

親が援助をうけるプロセスは、すでに第1章で説明したように、第1段階は、親が介入を拒否するあるいは、否定する。第2段階は、迷う。第3段階は、問題を明らかにしたい。第4段階は、問題解決に向けて決意。第5段階は、継続していこう。第6段階は、反動が来る場合もあるのでフォローが必要である、とのべた。

表8 記述された内容カテゴリー別

	件		小計
虐待していない	9	3.8%	
虐待したくない	1	0.4%	
叩いてしつけ	23	9.7%	
体罰肯定(虐待肯定)	11	4.6%	
きびしいしつけ	11	4.6%	
叩いてもきかない	2	0.8%	体罰・叱り方
叩くのがとめられない	3	1.3%	虐待関連
不登校で叩く	2	0.8%	30.0%
問題行動叩く	9	3.8%	71
子を拒否	12	5.1%	
子とのかかわり	33	13.9%	
兄弟差別	4	1.7%	
年齢以上	7	3.0%	
子の行動	8	3.4%	
子の障害	16	6.8%	
とじこめ	1	0.4%	
子の養育	15	6.3%	子への対応
子を食べさせず	1	0.4%	養育状態
子への無関心	3	1.3%	
問題意識乏しい	1	0.4%	43.5%
性的虐待	2	0.8%	103
児相への不満	10	4.2%	
入所希望	4	1.7%	
親人格・精神障害・バ	6	2.5%	
医療不信	1	0.4%	
家庭問題	4	1.7%	
配偶者暴力	5	2.1%	
アルコール・薬物	3	1.3%	
その他	2	0.8%	
子が帰宅希望	1	0.4%	
子が帰宅拒否	3	1.3%	
引き取り希望	7	3.0%	
外泊	2	0.8%	
無断外出	1	0.4%	
施設不満	4	1.7%	
再統合	1	0.4%	
性的問題	1	0.4%	
相談方法	1	0.4%	
措置	3	1.3%	
発達	1	0.4%	
非協力	2	0.8%	
介入拒否	1	0.4%	
計	237	100.0%	

親対応でしつけを話題にした時に、親がワーカーに怒りを向けたり、攻撃的な場面では、「叩いて何故

悪い)、「自分も叩いてしつけられてきた」「問題行動が子どもにあるから叩くのだ」と正当化する場面など、「叩かざるを得ないのだ」ということを自己主張している場合が多い。これらの場合は、親が第一段階の状態である。よってその段階の場合は、ある程度親側の訴えを傾聴しながら、感情の整理を手伝う必要がでてくる。また、第二部の論文で津崎氏が述べたように、介入型の対応をする必要がでてくる場合もある。

また、子を叩かないでいたけれど「我慢できない」、「子どもが調子によって問題行動は減らない」など、第2段階で「まよい」にいる時期の場合もある。子どもの試し行動がでてきている場合もある。

ワーカーも「叩くということとしつけとどう違うのか」、「ワーカーだって叩いたことがあるでしょ」と親に反論されて、ひるんでいる場合もある。ワーカーの虐待理解が親対応への姿勢に影響を及ぼしている。

②子どもの基本的ケア

ネグレクトの場面では夜間子どものみで留守番をさせ働くため長時間放任するという単親事例があったが、こういったケースについては、実際の具体的サービスとの連携が必要なだろうと考えられ、職業選択についても具体的助言が必要になってくるのであろう。

③子どもの障害への対応

調査の記述で予想外に多かったのは、子どもの障害への対応場面であった。

特に、多動傾向、知的障害など、実際に目にみえない形で親もなかなか子の障害を認められない場合、子どもに普通児と同じやりかたで教えようと焦って、叩く行為に出ている。障害受容ともかかわるが、一方では、心理士との連携をもちながら、子どもとともに支援していく課題であると考えられた。

障害での対応に配慮が必要な場合には、親支援としての親教育プログラムの中で、どう親が子どもとつきあっていくのかという具体例を教えてもらいながら、親が共に悩む親ともどもグループの中で支えあう機会が必要になる。

④子のかかわり方

記述回答で多かったのは、子どもとのかかわり方の内容では、相談面接場面で多かった。親としては、子どもとの日常的な日々のかかわりがうまくいかない焦りやいらだち、あきらめが表現され、ワーカーが受け止めかねている場面であった。虐待の程度では、中度か軽度の程度である。日常的な場面の中でどうそれがストレスとならずにすむのか。これは親をも巻き込んだ形でできるケースであり、第3章ででてくるサインズオブセイフティの手法を取り入れながら、第3段階から第4段階へいたるプロセスが踏めるだろう。子どもに年齢以上のことを期待してやらせるなど、認知の歪みの対応場面もある。虐待親の特徴の一つでもある役割逆転が生じてしまっている。兄弟差別、子ども拒否については、まず親が何故そういったことへ至ったのかをワーカーがアセスメントをしていくことも重要な点になろう。個別対応の中でも、親のアセスメントを通じて、何がペアレンティング(親になっていくこと)として必要なのだろうかをきっちり捉え、親とともにそのゴールを設定していけることが個別に求められる。

表9 場面別相談者の虐待種類別

件数

虐待タイプ	立ち入り	通告	緊急	一時保護	一時保護後	相談	家庭訪問	28条	入所	通所	退所	計
虐待の危惧				1								1
不適切						9	2		3			14
身体	2	4	2	20	4	53	15	3	14	1	1	119
心理的				4		17	3		3			27
ネグレクト		1		3		15	3		5			27
医療ネグレクト						1						1
身体・ネグレクト						3						3
身体・心理				1		6	1		5			13
性的						3			2			5
不登校						2						2
問題行動			1	1		3						5
養育						2						2
不明				1	1	4		1	7			14
非該当						4						4
計	2	5	3	31	5	122	24	4	39	1	1	237

表10 場面別相談者種別

件数

	立ち入り	通告	緊急	一時保護	一時保護後	相談	家庭訪問	28条	入所	通所	退所	計
実母	2	1	1	17	2	67	13		19			122
実父		2	2	2	2	31	8	1	8	1		57
両親				3		3		1	1			8
実父以外		2		5	1	12	1	1	4		1	27
実母以外				1		3			2			6
実父・実母以外				2					1			3
実母・実父以外						2	2		2			6
祖母						2						2
祖父親権									1			1
実母・担任						1						1
実母・兄						1						1
その他									1			1
不明				1				1				2
計	2	5	3	31	5	122	24	4	39	1	1	237

表11 場面別相談内容

件

	立ち入り	通告	緊急	一時保	一時保後	相談	家庭訪問	28条	入所	通所	退所	計
配偶者暴力		1		1		3						5
アルコール・薬物				1		1			1			3
虐待していない	1	1		1		2	3		1			9
虐待したくない						1						1
叩いてしつけ	1	1		4		16			1			23
体罰肯定(虐待肯定)				3		6		1	1			11
きびしいしつけ			1			3	7					11
叩いてもきかない						1	1					2
叩くのがとめられない						1	1				1	3
不登校で叩く						2						2
問題行動叩く		1		1		1	6					9
子を拒否				3		5			4			12
子とのかかわり			1	3		25	2		2			33
兄弟差別				1		2	1					4
児相への不満				2		2	3	1	2			10
入所希望				1		2			1			4
親人格・精神障害/パニック				1		3	1		1			6
子の障害				3		8	2		3			16
とじこめ						1						1
子の養育						15						15
子を食べさせず						1						1
子への無関心						1	1		1			3
性的虐待						2						2
医療不信						1						1
家庭問題				1		3						4
子の行動		1	1	1		4	1					8
年齢以上						3	2	1	1			7
その他						1	1					2
子が帰宅希望				1								1
子が帰宅拒否				2					1			3
引き取り希望				1					6			7
問題意識乏しい							1					1
外泊									2			2
無断外出									1			1
施設不満									3		1	4
再統合									1			1
性的問題									1			1
相談方法									1			1
措置									3			3
発達									1			1
非協力								2				2
介入拒否						1						1
計	2	5	3	31		5	122	24	4	39	1	237

5. 結果

基本的に虐待をする親が「親をする」ためには、児童相談所の援助は、一対一の信頼関係を構築するところから着手する。必要に応じて、個別カウンセリング、個別心理療法が併用されていく。

最前線に働くワーカーが日頃からどのような点で親対応に困っているのかをまとめることで、虐待親対応に特別な配慮の必要のあることがわかった。親のアセスメント、さらにケース全体のアセスメントをした上で、親のどの部分が弱点であり、また、どの面で親としてエンパワーできるのか、虐待親へ親に必要な（自分を大切にする。親子のコミュニケーションがとれるようになる。親の養育スキルや知識を高める、社会資源が利用できるように、社会とつながる意識を強める）をそしてそれをどのように計画化していくのか、個別の親支援プログラムの課題になる。

第Ⅱ部 ソーシャルワーカーの保護者対応の基本と調査の疑問に答えた具体的対応の試み

1. 介入型対応における保護者対応の基本原則

虐待を主訴として保護者とやり取りすることは、援助者にとって極めて緊張とストレスのかかる作業になる。特に介入的にケースに関与し、保護者の反感や怒りを買っているような場合はなおさらである。しかし、多くのケースを体験していくと共通した保護者の反応のパターンが見受けられるので、個々の具体的な場面や、やり取りの仕方を想定して、応答に対する具体的な対応や返答の仕方を例示することが実践場面で役に立つと思われるが、具体例に入る前に、対応の基本となるべき態度と姿勢について理解を深めておくことにしたい。

1 介入型アプローチにおいては、組織、機関としての対応であることを前面に出す

従来の援助や対応は、援助者と対象者の個別のケースワーク関係を重視し、関係性の中で問題の解決を図ろうとする姿勢が強かったが、介入型虐待対応においては個人の関係性よりも組織、機関として考え対処していることを相手に理解してもらう必要がある。つまり、私個人が良いとか悪いとか判断することによって解決する問題ではなく、組織として判断し行動しているので手順を踏んでしか事態が進まないこと、つまり、子どもの各種の検査や観察、調査などの状態確認、また保護者の養育状況の確認などの作業を踏まえ、その後の話し合いを経てより良い養育のあり方について合意を得て行きたいということを繰り返し伝える必要がある。

2 仕組みや今後の見通し、不服申立の権利などを伝える

子どもが職権で保護されたような場合、保護者は自分の権利が侵害され自分自身が否定されたような強いショックと反感を持っているのが普通である。また、自分の家族や子どもが今後どのようなか検討がつかずそれが混乱に拍車をかけている面があるので、当初は怒りや混乱で話が成立しにくいかもしれないが、保護者の落ち着きに応じてわかりやすく、簡潔に、そして繰り返し児童相談所や法律の仕組み、今後の見通し、保護者として正当に不服を訴えることができる手続きなどを説明することが大切である。なお、以前は家庭裁判所への申立はケースワークがうまく行かないときの最後の手段と考えがちであったが、保護者にはごく初期の段階で、話し合いが成立しないときは家庭裁判所の判断を仰ぐことになるという、児童福祉の仕組みを明確に伝えて理解してもらうほうが良い。

3 挑発に乗らない、挑発しない

困難な保護者には少なくとも数人の職員による複数対応が望ましい。対応の職員数に比例して個人にかかる負担度は軽減するので、職種、役職を問わず複数で対応することが個人へのプレッシャーを考えると大切である。また虐待の保護者は力や恫喝で意向を通そうとする傾向が強く、さまざまな形で脅しをかけてくることも多いが、及び腰になると効果を感じ取ってよりその態度を強めてくることが多いので、チーム連携をして冷静に対処することが重要である。決定や考え方に対しても特定の個人に攻撃を向けさせないために会議で決まるとの説明が妥当であろう。しかし一方挑発に対してはコントロールが利きにくい人たちであることも多いので、売り言葉に買い言葉的な言動には十分留意が必要である。また、

相手の言動が暴力を伴うなど明らかに節度を越えていたり、長時間の居座りなどの場合には躊躇なく110番をして排除するほうが良い。警察を呼ぶことによる関係性の破綻を気にする向きもあるが、度を越えても警察を呼ばないということがわかると、そのような態度を繰り返したり強化することが多く、かえって問題である。

4 うそや安易な気休めは言わない

保護者の感情や勢いに押されて、その場しのぎでのうそやごまかし、また約束できないような安易な気休めは控えるほうがよい。保護者は自分のことはさておき、相手の言動を自分の都合が良いほうに取り込み、執拗に職員の言葉にこだわることが多いが、一時しのぎのごまかしは次の矛盾を引き起こし、そのことによって事態の説明が一層困難になることが少なくない上、それが覆いきれなくなったときにそのことを執拗に攻められてケースの進展がままならなくなることもあるので、答えにくいことは、そのことについては「お答えできない」と明確に意思表示しておくほうが良い。通告者が誰であるのかというような問いかげには「法律上答えられない」と明示するのが良いが、学校や病院などからの通告で通告先が見当つくときには、あらかじめ機関と保護者への説明のしかたを十分すり合わせておく必要がある。

5 興奮が冷めるのを待つ、飲酒時には応接しない

保護者が極度に興奮しているときには、多分何を言っても耳に入らないのでいちいち相手の言葉に返答、弁明するよりも、うなづいたり、短い言葉で返しながらその感情が収まるのを待って、徐々に親の言い分の確認と、仕組み、見通し、不服申立の権利などの話に転じていくのが良い。子どもの引取りを目的として来所しているようなときは、引き取れないと分かると面会を要求することが多いが、会わずと子どもに帰ることを強要し、子どももその勢いに逆らえなくなることが多いので、面会についても一通りの検査や観察で十分子どもの本音が確認できるまでは会わすべきではない。また会えないことを子どもの意思だけの理由にすると、子どもへのさまざまな働きかけへとつながったり子どもへの憎しみに転じることがあるので、機関として今は会ってもらえないと明確に説明するほうが良い。また保護者が飲酒して来所しているようなときは、素面でないと応接できないと出直しを求めないようにし、飲酒しては対応してもらえないとの意識を喚起するほうが良い。

6 こだわりと行動・思考パターンを読み取る

虐待の保護者は、それぞれの成育史や考え方にに基づき、特定の事柄にこだわりを持ち、かなりかたくなな思考パターンを維持している者が少なくない。子どもの言動に関しても「嘘だけは許せない」とか「謝らないことが許せない」とか「食事態度が気に入らない」などとこだわりの対象が微妙に異なり、柔軟性のないしつけ観や、対人的、社会的に独特の処世観を持っている。したがって、いわゆる通常の常識が通用しにくい人たちであることが多いので、相手の基本的言動の枠組みになっている思考パターンやこだわりを出来だけ早くキャッチすることが重要である。言葉や態度の断片からその特徴を読み取ることが大切であるが、その背景にある過去の体験やこれまでの生活についても話の展開の中で語らせることがより正確な相手の理解につながる。一定の相手の人物像や思考・価値・行動パターンを理解することができれば、それに応じた機関としての対応や個別的对処も比較的やりやすくなる。

7 虐待の確認については虐待の有無よりも具体状況の確認

虐待の確認を行う場合、虐待をしたか、していないかのやり取りは意味が薄い。なぜなら加害者の意識は自らの行為が虐待に相当するとは思っていないことが一般的であるからだ。したがって、より具体的な場面における日常の子どもの動作や振る舞い、または様子、そしてまたそれに対する保護者の接し方や反応の仕方、あるいはしつけや養育に対する考え方などを評価抜きで聞き取るほうが良い。そして、それらの事実確認ができた時点で、必要性やタイミングを見計らって、保護者の意図や思いがどうであれ、その行為、あるいはまた必要な行為をしなかったことは、今の法律に照らせば虐待とみなされるということを解説的に説明するほうが、相手にとっても理解がしやすくなる。納得と自覚がないまま虐待という言葉が先行することによって、反発だけが高まってしまふことはできるだけ減じるほうがケース進展にとって有利である。

8 子どもの思いの伝え方

保護者は保護された子どもが親や家族をどう思っているのか聞きたがることが多い。子どもは保護者を明らかに拒否している場合も少なくないが、一般的にはアンビバレントであったり混乱していることも多いので、初期の段階で子どもの思いを単純に保護者に伝えることは避けるほうが良い。むしろこれから「時間をかけて各種の検査や観察を通して子どもがどのように思い感じているかを把握していきたい」と当初は説明しておくほうが良い。子どもの意思がはっきりし保護者を拒否している場合においても、「今は怖いという気持ちや不安のほうが先行しているようですね」とニュアンスを和らげながらその思いを伝え、「ただこれから親御さんの適切なかかわりがあればイメージが変化していくと思いますよ」と、将来の修復に向けた布石を残しておくほうがケースの展開はしやすくなることが多い。

9 膠着性の打破

虐待のもっとも困難な問題は、家族ダイナミズムが生み出す悪循環と膠着性である。単なる言葉の反省や約束では容易に変わらない家族の構造や行動パターンに援助者は注意を向けなければいけない。その意味において在宅のケースの場合、関与に拒否的なスタンスや言動においては、ケース運びの展開を変える必要性を認識することが大切である。理屈の立たない拒否や先延ばしは子どもに会わせないための常套手段の一つであるが、漫然と先延ばしに応じることは事態の悪化を招くことが多い。少なくとも2~3回の訪問等の拒否に対しては、文章などで会えない場合職権での介入もあることを警告として伝えておく必要がある。関与への拒否は相手の行動パターンや膠着性を変えないというメッセージであるので、相手のペースに合わせてしまうことは致命的結果を招きかねない。警告後も態度が変わらないようなときは、立入調査と職権保護の段取り、および具体的手順に速やかに移行するほうが良い。緊急性やリスクが高いときは警告なしの職権保護もあり得るが、一度警告の前置があると職権保護の際に相手の反発に対して説明が容易になる。

10 ソフトアプローチとハードアプローチ

ケースに応じて従来のソフトアプローチとハードアプローチどちらを活用すべきか十分吟味が要る。親に援助を受けるニーズがあったり、話し合いが可能である場合はソフトアプローチが適切であるが、

接近が困難であったり改善の見込みが立ちにくいような場合は、後の対立や援助関係にこだわることなくハードアプローチに切り替える決断が必要になる。

ハードアプローチにおけるソーシャルワークの基本的な流れは、以下の形で進むことを理解し、親への毅然とした対応が求められることを認識することが重要である。

強い介入による親の不適切な行為への歯止めと虐待の告知 → 対立と混乱 → 現実規範に基づく壁の体験(必要に応じて裁判所申立) → 親の妥協と援助者のねぎらい → 改善条件の合意 → 援助に向けた支援

11 対立は新たな関係性への入り口

対立は、従来型の対人援助の破綻ととらえ、介入による摩擦やトラブルを過度に恐れる傾向にあったが、対立は質的に異なる新たな関係の入り口として前向きに評価することが大切である。保護者が自分流のやり方を押し通し、周りが困りながらもそれを受け入れている間は、保護者の行動変容は難しいことを理解しなければならない。保護者に無理が通らない現実を体感させ、妥協を引き出した後、援助者がいたわりやねぎらいの言葉を添えることによって関係性が急速に改善されることが多い。そのプロセスを経由して初めて虐待状況の改善に向けた具体的な話の土台が形作られることになる。保護者が自分流のやり方を押し通そうとしている間はいかなる提案も効果を発揮することは難しい。

12 保護者の立場、生活、考えなどに配慮した具体的な改善策の実施

保護者が現実と向き合い話し合いが可能になれば、改善のプログラム提示としていくつかの手法・内容の想定がある。

最近、試みとして紹介されだしてきたのは、いわゆる親としての子育て・しつけ行動に焦点を当てた狭義のペアレンティングである。その手法は米国などから紹介されたものが多いが、何回かのセッションに分けられ、子どものしかり方、ほめ方、コミュニケーションの取り方、子どもの理解の仕方、怒りのコントロール、自分自身の理解など具体的な親子関係の技術を身に付けることを意図している。しかし、通常継続させるための強い動機付けや枠組みがあるので、より緩やかなかわり確保することによって内容を変則的に応用するというやり方もある。また、家庭生活全般の改善を目指すために、地域ネットワークとして複数の機関がチームとしてかわり、家族全体をサポートしていくという手法もある。さらには、公私の資源を活用した育児サポートと定期通所、あるいは定期訪問の受け入れを条件化するというやり方も可能である。さらには、最低限の遵守事項、たとえば保育所や学校に休まず通わず、体罰を用いない等を定め、その履行状況を見守りながら生活や子どもの様子を見ていくという手法もある。

いずれにしても援助機関の体制や地域の資源状況を考慮しながら、保護者の乗りやすい改善プランを選択するとともに、保護者とのやりとりにおいては、相手の考え、生活条件、これまでの生活体験、価値などを極力配慮した形で具体的、明確、簡潔なコミュニケーションを成立させる工夫が大切になる。

なお、約束が履行されず事態の悪化が生じているような場合は、再び一時保護を実行する決意が援助者側に必要である。(津崎哲郎担当)

2. 児童福祉司が対応に困難を感じている（面接に行き詰まり、返答に苦慮した）場面への対応の原則と具体的親対応の提案

第1部で調査した中から、代表的なケース内容を抽出して、実際の親対応へのヒントを試みた。

1 子どもの育て方、親としての態度などについて

問1 （発達障害等で）子どもが育てにくいのが、説明しても保護者が虐待的な対応方法を変更しようとしな

発達障害があると子どもは、落ち着きがない、質問しても的確な答えが帰ってこない、ぼんやりして話を聞いていない、特定の事柄はできるのに似たような事柄ができないなど、保護者としては子どもの言動にイライラさせられたり、ふざけていると思ったり、納得できないことが多い。そのため保護者としては、つい大きな声が出たり、「頑張らせればできる」と思って、不適切な行動になることも多い。また保護者としては自分の子どもを発達障害とは思いたくないし、自分が教えれば発達障害は直ると思ったり、そもそも発達障害という概念が分かりにくいという面もある。

このように考えると、保護者が虐待的な対応をしてしまうことを理解できる。

だからといって、児童福祉司として保護者に少しでも発達障害を理解してもらおうと努力しても納得が得られず、両者が感情的な関係にあることもある。

そのため児童福祉司の対応としては、

- ① 保護者が訴える子どもの状態やその時に感じている保護者のイライラを十分受容的に聞く
- ② 子どもの、できること、できないことを分け、整理しながら聞く
- ③ 「わざとしない、自分（保護者）を困らせるために失敗する」などの被害的な感情を受容しながら、『でも本当に、意図的にしないのでしょうか、それとも本当にできないのでしょうか』など、被害感を否定せず、しかし事実を確認しながら聞く
- ④ 保護者なりに「子どもを良くしたい」という気持ちは十分あることを認める
- ⑤ しかし『保護者として今まで頑張ってきてもうまく行かない部分もあるから、専門家に相談しませんか』と促す

などが考えられる。

子どもの障害の説明にばかり気を取られると、保護者の今までの対応を否定してしまう可能性もあるので、『今までの対応法を急に変える必要はないかもしれませんが、実際、叩いたり叱ったりしないと、子どもさんは上手にはできないのしょう』と言うのも方法である。

そして、『今までの対応法は必要なことだった。でも今後は別の方法を一緒に考えてみませんか』と提案してみる。大切なことは、今までのことを反省させることではなく、今後適切な対応法に変わってもらうことである。

問2 子どもに対して年齢不相応な過大な要求をし、できないと叱る。「この年齢の子どもには無理だ」と説明しても「自分はできていた」と主張して譲らない。

対応の基本は第一に、保護者の行動の改善を目指すのではなく、保護者がそこまで子どもに要求する理由や背景を理解することである。

保護者自身が子ども時代に年齢以上のことをしていたのは、

- ① 保護者自身が幼少時から厳しい環境の中で育ち自分が頑張るしかなかった
- ② 保護者自身が幼少時から虐待を受けるなど、辛い成育歴を持っている
- ③ 現在の生活環境が厳しく、子どもにもある程度負担をかけないと生活できない
- ④ 自分が果たせなかった夢や希望を子どもに託し、子どもを通じて実現しようとしている

などが考えられる。

このように考える要因の一つとして、保護者が自分と子どもを一体視してしまい、子どもには別の考えや感情があることを認められないことが考えられる。

そのため、保護者の思いや価値観が生まれてきた過程を十分に聞きながら、児童福祉司はあせらず少しづつ保護者の感情が子どもから分かれていくように整理していくことが必要である。ただ無理に納得させようとすると、感情的な対立になってしまうので、注意が必要である。

問3 子どもへの対応の不適切さを説明しても「自分は子どもに対して愛情があり、しつけとして叱っている。そのように言うなら、しつけと虐待の区別を明確にしろ」と言われた。

児童虐待とは、愛情の有無で判断するのではなく、保護者の行為が適切かどうかで判断される。つまり、いくら愛情があると主張しても、保護者として不適切な行為であれば、それは虐待となる。

なお子どもを育てていく中で、子どもが約束を守らなければ罰（ペナルティー）があるのは当然である。つまり子どもを罰することそのものは必要であり、虐待ではない。適切なしつけとしての罰の条件を以下のように考える。

- ① 子どもとの間に事前に約束をして、ルールを定めておくこと
- ② その約束は、子どもの能力として十分達成可能であること
- ③ そのルール作りは、保護者と子どもが対等な話し合いの上で、両者が納得して作ると同時に、変更も可能であること
- ④ 約束が守られなかった場合の罰も同時に定められていること
- ⑤ 約束が守られていない場合は、時間をあけて数回の警告を出すこと
- ⑥ 罰を行う際には、保護者は感情的にならず、ルールに従って冷静に行うこと
- ⑦ その罰は、身体的な苦痛を与えてはならない
- ⑧ 罰に対して子どもが抗議しても、ルールを明示して説明すること
- ⑨ 新しいルールを作る場合は、両者が十分に冷静で、落ち着いてから行うこと。その場合に両者が納得すれば、修正を行うこと

なお上記のような説明は、虐待をしている保護者には聞き入れてもらいにくいですが、児童福祉司としては理解しておく必要がある。

問4 子どもに過重な家事をさせている（保護者が深夜まで働いて子ども達だけで夜を過ごしているなど）保護者に注意したところ、「今のやり方で家庭生活が成り立っている。やり方を変えると家族みんなが生活できなくなる」と言われた。

この事例の場合、

- ① 生活が苦しく大変であること
- ② 家族全員の協力が必要な状況であること
- ③ しかし「現在の方法が正しい」、若しくは「仕方がない」ことにはならないこと

の3点を押さえておく必要がある。

年齢に応じた家事手伝いはするにしても、保護者の要求等により過重な負担が子どもにかかるようであれば、適切な養育の範囲を超えていることになる。その理由が経済的な面から来ているのであれば、適切な家庭生活を送れるように社会的な支援が必要である。

事例のような家庭では、経済的な問題があることが多い、援助機関に対して敵対的で信頼関係の形成が難しい、保護者の病気やきょうだいの非行、家庭内の不潔など多くの問題を抱えていることも多い。

つまり、子どもに一方的に家事の負担をさせているのであれば、保護者が責められるべきであるが、そうではない場合には、保護者の責任ではなく家族全体が抱えている課題のひとつと捉え、関係機関と連携して、保護者を含めて解決策を探ることが必要である。

具体的には、保育所やその延長保育の利用、トワイライトステイ、障害児がいればホームヘルプサービスなど、使える社会資源や工夫できる方法を考える必要がある。そのためには保護者自身が改善に努力する気持ちが必要である。

児童相談所が「家族問題相談所」という面を持っていることを忘れてはならない。

問5 保護者の子どもに対する態度を変えるように話したところ、「他のきょうだいはできている。この子だけ特別扱いをすることはできない」と言われた。

きょうだい間で差別的な扱いをすることは、教科書にも載っている心理的な虐待の典型例である。

しかし一方、子どもは年齢や体格、性格、得意不得意などの個人差があり、同一の基準で一律に対応することが必ずしも適切でないことは常識の範疇である。

また子どもは、保護者がどのように適切に対応しても、ほかのきょうだいへの保護者の対応に対して不満を持ち、被害的な感情を持つことが多い。そのため一般的には保護者は、子どもそれぞれに対して対応の差異の必要性を説明し不平不満を解消するように努める。

また虐待をする保護者の場合、子どもの気持ちや考えを聞かず、一方的に保護者の価値観を押し付けることが特徴である。そのため、児童福祉司の説明で納得して対応が変わったとしても、本質的な問題である「保護者が一方的に決めて子どもに押し付ける」というシステムはそのまま継続する可能性は高い。

また事例の発言の背後には、保護者が要求する水準まで子どもが対応できないことがあると推測される。

このように考えると、保護者のイライラした感情に焦点を当て『ほかのきょうだいのようにさせようとしても上手にできないとイライラするのはよくわかりますよ』と共感しながら、『どうすればうまくできるようになるか、一緒に考えて見ませんか』と、子どもの行動改善を手がかりに、保護者との関係を作るのも一つの方法である。